

## 『甲南大學紀要（文学編）』編集内規

令和5年1月25日  
文学部教授会制定

### 1. 目的

『甲南大學紀要（文学編）』（以下「紀要」という）は、教育研究に関する成果を広く普及させ、甲南大学文学部の活動をより発展させることを目的とする。

### 2. 編集委員会

紀要の編集にあたり、文学部教授会のもとに『甲南大學紀要（文学編）』編集委員会（以下「編集委員会」）を置く。編集委員会は、文学部専任教員5名以上で構成されるものとする。なお、委員長は委員の互選とする。

### 3. 投稿資格

紀要への投稿は、原則として、文学部教員（名誉教授を含む）と研究指導教員より推薦された博士後期課程の大学院生とする。ただし、共著者として、本学専任教員以外の共同研究者、本学教員、及び編集委員会が認めた者を含むことは差支えない。

### 4. 不正防止

著者は、「甲南大学研究活動における不正行為防止等に関する規程」を遵守し、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）や、その他の不正行為（二重投稿や不適切なオーサーシップ）を行ってはならない。また、剽窃チェックツール等を活用するなど、積極的に不正防止に努めなければならない。

### 5. 投稿と受理

- (1) 紀要に投稿する原稿は、論文またはその他（研究ノート等）とする。
- (2) 記載内容は、以下のとおりとする。
  - ①タイトル（和文・英文の併記も可）
  - ②著者名（和文・英文の併記も可）
  - ③要旨
  - ④本文
  - ⑤注及び引用文献等
- (3) 原稿の分量は、原則として、和文：40字×30行20枚、欧文：半角65字×25行40枚を上限とする（いずれも図表等は除き、注を含める）。ただし、大学院生においては、和文：40字×30行15枚、欧文：半角65字×25行30枚を上限とする。上限を超えた場合は、編集委員会において調整することがある。
- (4) 原稿は、未発表のものに限る。
- (5) 図・写真を使用する場合は、鮮明なものを著者の責任で作成し、提出すること。なお、図表等の著作権については十分に留意し、著者の責任において許諾を得るものとする。
- (6) 原稿はパソコン等で作成した電子ファイル（Microsoft Word 等）とし、原則として指定された方法で文学部事務室に直接提出することとする。
- (7) 論文には要旨（和文の場合は300字程度、欧文の場合は250 words程度）を記載すること。
- (8) 掲載書式は、A4縦書きまたはA4横書きのいずれかとし、原則として2段組で掲載する。ただし、編集委員会が認める場合にはこの限りではない。
- (9) 文学部事務室が提出確認した日を以て、受理日とする。

### 6. 査読と校閲

- (1) 基本的に査読・校閲は行わないが、編集委員会が必要と判断した場合は、専門領域に近い本学教員や学外者に意見を伺い、著者に原稿の修正依頼等を行う場合がある。ただし、大学院生が投稿した論文については査読をおこなう。
- (2) 大学院生が投稿した（または大学院生が第一著者の）論文は、2名以上の文学部教員（研究指導教員を除く）による査読を経た後に、専攻会議で審査し、編集委員会を経て人文科学研究科委員会で掲載を決定するものとする。なお、掲載される当該論文の末尾に次の文を付する——「本論文は、2名の文学部教員（研究指導教員を除く）による査読を経た後に人文科学研究科委員会で掲載を決定したものである」。

- (3) 前項(2)の大学院生の掲載編数は、原則として、年間各専攻2編とする。ただし、専攻主任会議での協議により割当てを変更することができる。

#### 7. 著作権・電子化・公開

- (1) 著作権は、著者に帰属する。  
(2) 紀要は、冊子体で公刊する。  
(3) 著者は、掲載が決定した原稿について「甲南大学機関リポジトリ規程」に基づくインターネット上の公開に同意したものとす。同意できない場合は、著者はその旨を投稿時に編集委員会に申し出なければならない。

#### 8. 著作権侵害及び紛争処理

投稿された論文等が、第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、当該論文の著者が一切の責任を負うものとする。

#### 9. 著者校正・別刷り

著者校正は3回までとする。別刷りを希望する者は著者校正の最終時まで申し出ること。ただし、30部を越えて希望する場合は自己負担となる。

#### 10. 改廃

本内規の改廃は、編集委員会で検討の上、文学部教授会が決定する。

#### 附 則

1. この内規は、令和5年4月1日から施行する。
2. 『甲南大学紀要（文学編）』投稿要領（平成25年1月16日文学部紀要編集委員会制定）は、廃止する。